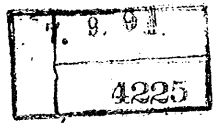


一 女負ノ日給ヲ月給ニ直セ 但シ月給二千円以上支給セヨ  
 二 労働ニ要スル一切ノ消費ハ全室者側ニ於テ負担セヨ  
 三 労働者等ヲ制禁シレド 但シ早出或寫字ヲシ撤去各一回ニ付一人五十円支給  
 四 三ヶ月ノ労働者ヲ支給シレド 但シ一月以上支給セムルコト  
 五 四ヶ月ノ労働者ヲ支給シレド 但シ一月以上支給セムルコト  
 六 五ヶ月ノ労働者ヲ支給シレド 但シ一月以上支給セムルコト  
 七 六ヶ月ノ労働者ヲ支給シレド 但シ一月以上支給セムルコト  
 八 七ヶ月ノ労働者ヲ支給シレド 但シ一月以上支給セムルコト  
 九 八ヶ月ノ労働者ヲ支給シレド 但シ一月以上支給セムルコト  
 十 九ヶ月ノ労働者ヲ支給シレド 但シ一月以上支給セムルコト  
 十一 十ヶ月ノ労働者ヲ支給シレド 但シ一月以上支給セムルコト  
 十二 十一ヶ月ノ労働者ヲ支給シレド 但シ一月以上支給セムルコト  
 十三 十二ヶ月ノ労働者ヲ支給シレド 但シ一月以上支給セムルコト  
 十四 労働者ノ生活扶助ヲ五日以上禁ム  
 十五 病氣不幸兵後其他止ム得ヤル場合ニ依ル欠勤ハ終村全額ヲ支給シレド  
 十六 三ヶ月ノ公休及夏期休也五日以上出セ  
 十七 公至者変更出否在否同ノ無条件ニテ引継クヲト  
 十八 労働中ノ月給全額支給シレド  
 十九 労働者等ノ八級之例ニテ負担シレド  
 二十 労働者ニモ擬定者ヲ絶対ニ出サランコト  
 以上

以上

勞務理事 昭七七年九月二日  
 勞働課長

事務局長 山本達雄殿  
 社 會 局 長 官 殿



活動常設朝日キネマ労働争議ニ関スル件 (第二報)

要旨

(一) 自五月官立三座以テ労働者等ヲシテ労働争議ニ関スル件  
 (二) 自五月官立三座以テ労働者等ヲシテ労働争議ニ関スル件  
 (三) 自五月官立三座以テ労働者等ヲシテ労働争議ニ関スル件  
 (四) 自五月官立三座以テ労働者等ヲシテ労働争議ニ関スル件  
 (五) 自五月官立三座以テ労働者等ヲシテ労働争議ニ関スル件  
 (六) 自五月官立三座以テ労働者等ヲシテ労働争議ニ関スル件  
 (七) 自五月官立三座以テ労働者等ヲシテ労働争議ニ関スル件  
 (八) 自五月官立三座以テ労働者等ヲシテ労働争議ニ関スル件  
 (九) 自五月官立三座以テ労働者等ヲシテ労働争議ニ関スル件  
 (十) 自五月官立三座以テ労働者等ヲシテ労働争議ニ関スル件  
 (十一) 自五月官立三座以テ労働者等ヲシテ労働争議ニ関スル件  
 (十二) 自五月官立三座以テ労働者等ヲシテ労働争議ニ関スル件  
 (十三) 自五月官立三座以テ労働者等ヲシテ労働争議ニ関スル件  
 (十四) 自五月官立三座以テ労働者等ヲシテ労働争議ニ関スル件  
 (十五) 自五月官立三座以テ労働者等ヲシテ労働争議ニ関スル件  
 (十六) 自五月官立三座以テ労働者等ヲシテ労働争議ニ関スル件  
 (十七) 自五月官立三座以テ労働者等ヲシテ労働争議ニ関スル件  
 (十八) 自五月官立三座以テ労働者等ヲシテ労働争議ニ関スル件  
 (十九) 自五月官立三座以テ労働者等ヲシテ労働争議ニ関スル件  
 (二十) 自五月官立三座以テ労働者等ヲシテ労働争議ニ関スル件

標記争議ニ関シテハ既報ノ通ナルカ其後状況左記ノ通

一 争議團側ノ動靜

八月二十三日朝日キネマ館内ニ争議團本部ヲ設ケタル後業員